

地盤工学会倫理綱領について

龍岡文夫 (たつおか ふみお)

(旧)地盤工学会 副会長兼企画部部長, 東京大学教授 工学系研究科

この度、地盤工学会も倫理綱領を持つことになりました。平成13年11月28日の理事会で承認された原案を、以下に示します。この原案に対する忌憚のない御意見を会員の皆様からいただくために、本稿を用意いたしました。どのような御意見でも結構ですから、平成14年3月31日までに、E-mailでjgs@jiban.or.jpまでご意見をお寄せ下さい。なるべくご提案の形でご意見がいただけると幸いです。

地盤工学会倫理綱領 (案)

地盤工学会は、人々の暮らしと自然環境に直接関わる地盤工学の調査・研究とその成果の実践を通じて、学術文化の発展とともに、人類のより安全で豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

会員は、上記目的に沿って、誠実かつ真摯に地盤工学の学術的研究と技術の発展に努め、その実践において良識のもとに品位のある行動をする。

1. 【社会に対する貢献】: 安全で豊かな社会の持続的発展に寄与するために、地盤工学の専門知識と技術を積極的かつ適切に活用する。
2. 【自然に対する態度】: 自然に対して謙虚に接し、その適正な活用と地球環境の保全に努める。
3. 【責任ある行動】: 他者の業績と知的成果を尊重し、法を遵守して自己責任のもとに良心的に行動する。基本的人権を尊重し、個人を公平に扱う。
4. 【自己研鑽と人材育成】: 地盤工学の専門知識と技術を継続的に研鑽するとともに、知識、経験を生かして次世代を支える人材の育成に努める。
5. 【会員交流と知見の公表】: 会員相互で学術的および技術的知見を共有するとともに、国内外における交流を促進する。その知見を一般の人々に分かりやすく伝える。

以下に示しましたのは、この綱領(案)の策定の背景です。

参考：倫理綱領策定の背景

社会の複雑化、人々の価値観の多様化に加えて国際化が進む中、ここにあらためて、地盤工学会とその会員には活動の拠り所となる指針が求められている。科学技術基本計画においても、学協会などに研究者、技術者が守るべき倫理に関するガイドラインの策定が求められてい

る。土木学会をはじめとする関連学協会においては、既に策定を終えている。

本会はその目的を定款第4条に「この法人は、地盤工学の進歩および地盤工学に関わる技術者の資質向上を図り、あわせて地盤工学の調査・研究および会員相互の交流を促進し、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。」と謳い、第12条には、会員の義務違反および本会の名誉を傷つけ、目的に違反した場合は除名すると定めている。本会は任意加入であり、本会の目的にかなった良識、品位ある会員によって構成されていると考える。よって、会員個人の良心を尊重し、地盤工学会の会員としての基本的な倫理をまとめた綱領を提案する。

以下は、この綱領案の説明です。

1. 方針

倫理の一般的な意味は「①人倫のみち、実際道徳の規範となる原理。道徳。②倫理学の略(広辞苑)」であり、Ethicsは“moral rules or principles of behaviour governing a person or group (Longman)”です。多くの国内外の学会は、それぞれの学会の目的に即して上記の内容を具体的にした倫理綱領“Code of ethics”を持っています。地盤工学会は、学会と学会員の最低の倫理に関する宣言として、地盤工学会定款第4条で「この法人は、地盤工学の進歩および地盤工学に関わる技術者の資質向上を図り、あわせて地盤工学の調査・研究および会員相互の交流を促進し、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。」と謳ってあります。しかし、この内容は倫理綱領としては弱くて不十分であり、別途倫理綱領を持つ必要があると判断しました。

このようなものは誰も読まないし、何の役にも立たないという意見もありました。しかし、会員の皆様は、意識的・無意識的に自己の行動をそれぞれの方の持つ倫理に照らして律しているはずで、土木、建築、農学、応用地質工学等の地盤工学に関係する工学の分野の技術者・研究者・教育者が、地盤工学会の会員として共通として持つべき倫理を明示することは、学会そのものの目的を社会に対して明示するとともに、会員がそれを共通に認識することにより会員各自の技術者としての倫理の自主的な構築にも役に立てることが出来ると判断しました。

策定にあたって、まず、簡素な倫理綱領とすることにしました。これは、地盤工学会は任意に加入した技術

巻頭言

者・研究者・教育者で成り立っているのですから、細かな規定を設ける必要はないし、また出来ないと判断しました。特に、倫理綱領を細かく記述してより具体的で規定的な内容を含むと、ある特定の狭い見解を押しつける虞れがあるからです。したがって、会員個人の良心と自主性を尊重して、地盤工学会の会員としての倫理の基本だけをまとめたシンプルな綱領とする方針を採りました。

また、長い倫理綱領だと多くの会員が読まないようになるし、簡潔だと地盤工学会のさまざまな出版物にも印刷しやすくなる、という理由もあります。

2. 倫理綱領（案）の説明

倫理綱領（案）は、簡素を旨としましたので、内容は自然と抽象的になりました。したがって、若干の説明が必要と思います。

2.1 前文

地盤工学会の目的を、「人々の暮らしと自然環境に直接関わる地盤工学の調査・研究とその成果の実践を通じて、学術文化の発展とともに、人類のより安全で豊かな社会の実現に寄与する」としました。これは、地盤工学会の定款第4条「この法人は、地盤工学の進歩および地盤工学に関わる技術者の資質向上を図り、あわせて地盤工学の調査・研究および会員相互の交流を促進し、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。」の中の「学会の目的」に関する部分を整理して詳細にしたものであります。特に、「人類のより安全で豊かな社会の実現」を地盤工学会の目的の一つとして新たに明示しました。

本綱領（案）は、「地盤工学会の倫理綱領」よりも、「地盤工学会の会員の倫理綱領」に重点を置いています。地盤工学会会員は、組織（国家、官庁、企業等）の論理と個人の論理（あるいは倫理）が整合しない場面に遭遇することが多いと思います。本来それぞれの組織にも倫理綱領があるべきであり、組織の倫理綱領と個人の倫理綱領は本来整合するはずですが、現実には倫理綱領を明示していない組織が大部分であり、したがって組織の目的と論理と個人の技術者としての倫理の不整合は、時として極めて切実な問題となります。本綱領（案）では、会員個人の倫理綱領の一般原則として、「会員は、上記目的に沿って、誠実かつ真摯に地盤工学の学術的研究と技術の発展に努め、その実践において良識のもとに品位のある行動をする。」と述べて、引き続き会員誰もが納得するであろう行動指針を述べることにしました。

2.2 行動指針

(1) [社会に対する貢献] 多くの異なった組織に属している会員の皆様が共通として持っている「地盤工学の技術者・研究者・教育者としての究極の目的」を要約すると、「安全で豊かな社会の持続的発展に寄与するために、地盤工学の専門知識と技術を積極的かつ適切に活用する。」となると判断しました。

(2) [自然に対する態度] 「自然に対して謙虚に接し、その適正な活用と地球環境の保全に努める」ことは、

自然そのものである地盤を仕事の対象としている地盤工学の技術者にとっても、自然環境の一つとしての地盤環境の法則性を研究・教育している研究者・教育者にとっても、現実にはそう簡単なことではないと思います。しかし、この視点を失うと、地盤工学に携わる技術者・研究者・教育者の基本的な倫理の一つが失われると思います。

(3) [責任ある行動] 「他者の業績と知的成果を尊重する」ことは、良い意味での個人主義の発達が遅れた我が国では、実際の日常生活の中で考えてみると、案外守られていないことかも知れません。個人と組織が開発研究した生産技術を保護する制度としては、特許制度があります。また、研究成果の先達性を示す制度として、論文集の出版があります。しかしその前に、組織の中で（例えば、教授と学生の間で、上司と部下の間で）、また異なる組織の間で（例えば発注側と受注側の組織の間で）、個人の技術者・研究者・教育者として貢献がきちんと評価されているのか、しているのか、ということは、時として深刻な問題となります。

「法を遵守する」ということは、誰でも当たり前のことと言うかも知れませんが、「自己責任のもとに良心的に行動する」となると、案外難しいのではないのでしょうか。技術的な判断の責任を技術者個人として持つ形を避けて、ある組織の判断・委員会の判断という形にして、正当な責任追及をも避けようとすることも多いかも知れません。また、実際には、自己の属する組織や知合いの方に対する不当な利益誘導、部下・同僚への公平ではない有利な判断・判定、先輩の圧力・昇進問題との絡合いなどで技術者として意にそぐわない行動をとる、といったことがあると思います。「基本的人権を尊重し、個人を公平に扱う」ことも当たり前のことかも知れません。しかし、地盤工学の技術者・研究者・教育者の間でも、「地域、人種、宗教、性、年齢、組織での地位」の理由とした暗黙の差別は依然として多いかも知れません。特許権の申請時の発明者の記載や論文の筆頭著者の問題を一つとっても、実際には単純なことではないことが理解できると思います。

(4)[自己研鑽と人材育成]と(5)[会員交流と知見の公表] これらは、地盤工学会（広くは学会）が、本来何のためにあるのか、という基本的な問いに関係します。地盤工学会の目的は、地盤工学の分野の専門技術・知識体系をもつ技術者・研究者・教育者が、「人々の暮らしと自然環境に直接関わる地盤工学の調査・研究とその成果の実践を通じて、学術文化の発展とともに、人類のより安全で豊かな社会の実現に寄与する（綱領案の前文の前半）」ことです。この「学会の社会に対する目的」に沿った「会員に対する学会の内向きな目的」としては、一般的には、次の四つが重要と思われます。

a) それぞれの分野の専門技術者・研究者・教育者の正当な利益団体となる。政治的な活動をする政治団体、経済的な利益団体ではなく、専門技術者・研究者・教育者としての職能を、社会に正当に認知してもらいた

めの団体，という意味です。そのための活動の一つとして，当該専門技術と学問体系の必要性と重要性の広報活動を行う必要があります。

- b) それぞれの分野の専門技術・知識を会員相互で共有するとともに，体系化と認知を行う。地盤工学会の『土と基礎』をはじめとする様々な定期出版物，地盤工学ハンドブック等の不定期出版物，技術賞・論文賞などの実施，試験法・調査法・設計法の基準化等が相当します。
- c) それぞれの分野の専門技術・学術の情報を交換し取得するとともに，継続的に研鑽する。年次講演会，各種研究委員会活動がそれにあたります。技術者・研究者・教育者のクラブの活動（同僚・先達・後輩と知り合うこと）も，相当します。
- d) それぞれ異なる分野において，知識，経験を生かして次世代を支える技術者・研究者・教育者の人材を育成する。

上記の学会の目的 a), b), c), d) が，「地盤工学の専門知識と技術を継続的に研鑽するとともに，知識，経験を生かして次世代を支える人材の育成に努める。」，「会員相互で学術的および技術的知見を共有するとともに，国内外における交流を促進する。その知見を一般の人々に分かりやすく伝える。」という文章に込められています。

現在，地盤工学会も技術者継続教育の課題に真剣に取り組み始めました。これは，地盤工学の技術者（研究者も含まれる）が継続して自己啓発，研修の機会・手段・刺激を得ることができるようにするための地盤工学会の活動です。これは，地盤工学会等の技術者による学会の本来の目的の一つです。この工学の学会の本来の目的は，大学に工学部が整備された20世紀初頭よりもはるか前から技術者の学会が成立していた英国の工学の学会（少なくとも土木学会 The Institution of Civil Engineers）では明白のようです。これに対して，我が国では工学の学会は帝国大学の工学部が成立した後，その卒業生により同窓会的に発足しました。このため，工学の学会のこの役割が明確に認識されているとは限らないようです。上記の歴史的な相違を反映して，欧米の建設工学系の学会においては民間のコンサルタントなどの方が会長はじめ主要な役職についている場合が多いようですが，我が国の建設系の学会の主要な役職は大学人（あるいは官庁の方）が占める場合が多いのも，上記のことを反映しているようです。

技術者は（研究者・教育者も），学会活動を通じて各種の技術的・学問的な情報を獲得するだけでなく，自ら情報を発信することによりそれぞれの組織・個人の存在意義を示し，またそれぞれそれぞれの技術者集団（地盤工

学会にとっては地盤工学の技術者・研究者・教育者）のみならず，社会一般に貢献できると信じます。それが行われない閉鎖的な社会の状態では，すべての技術と学問は秘伝となり腐朽して行きます。その状態と対比して考えれば，情報の公開が近代社会の前提であり，そのためには学会の存在が必須であることは自明であると思われます。

また，地盤工学会は「国際土質基礎工学会 International Society for Soil Mechanics and Foundation Engineering（現在の国際地盤工学会 International Society for Soil Mechanics and Geotechnical Engineering）」の日本支部として発足した経緯から，従来から国際的な活動は重視してきたし，十分実績は上がってきたと思います。しかし，我が国において「地盤工学の交流を促進し，その知見を一般の人々に分かりやすく伝える」という点は，十分であったでしょうか？ 1995年兵庫県南部地震の後に地盤工学に関する提言をまとめるチャンスがありました，残念ながら機会を逸してしまいました。また，学会名を「土質工学会」から「地盤工学会」へとより分かりやすい名称に変えましたが，「地盤工学」は依然としてその重要性に比して一般の市民の方にとって理解しやすい技術・学問体系ではありません。したがって，学会としても学会員個人としても，独りよがりになることなくその知見を社会に伝えることは，特別の努力を有する分野です。

なお，この綱領（案）は，企画部によって起案されたものです。以下に企画部の構成を示します。

表一 企画部の構成
(五十音順)

会 務	氏 名	所 属
部長	龍岡 文夫	東京大学大学院工学系研究科 社会基盤工学専攻
担当理事	長谷川修一	香川大学工学部 安全システム建設工学科
部員	青木 雅路	㈱竹中工務店技術研究所 建設技術開発部地盤・基礎部門
部員	菊池 喜昭	独立行政法人港湾空港技術研究所 地盤・構造部基礎工研究室
部員	桑野 玲子	独立行政法人土木研究所 材料地盤研究グループ
部員	小峯 秀雄	茨城大学工学部 都市システム工学科
部員	田中 輝彦	鹿島建設㈱関西支店
部員	吉田 輝	鹿島建設㈱技術研究所 土木技術研究部

(原稿受理 2001.12.6)